

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
30	国民健康保険関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公表日と同日の変更内容について、提出時期が事前であるものは次期システム特有の内容であり、事後であるものは現行・次期システム共通の内容となります。

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和6年3月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	国民健康保険関係事務						
②事務の内容	<p>国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険被保険者の資格、適用期間の管理、保険料の賦課及び徴収、保険給付の各事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、国民健康保険法及び徳島市国民健康保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき次の事務に使用する。</p> <p>1 情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p> <p>2 資格管理事務 (1) 住民基本台帳情報(以下、「住民票情報」という。)や適用除外要件等の確認による国民健康保険被保険者資格の取得・喪失、適用期間の開始・終了の決定及び管理。 (2) 徳島県国民健康保険団体連合会(以下、「国保連合会」という。)との間で、県内市町村の資格情報等の送受信及び管理。</p> <p>3 証管理事務 (1) 被保険者証及び資格証明書等の交付。 (2) 高齢受給者証の負担割合の決定及び証の交付。 (3) 限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。 (4) 特定疾病(人工透析が必要な慢性腎不全等をいう。以下同じ。)療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。</p> <p>4 保険料賦課・徴収事務 (1) 所得・資産税額情報により保険料を賦課。(減免申請の審査・決定等を含む。) (2) 年金支給額、介護保険料の徴収方法及び徴収額の確認による保険料徴収方法の決定。 (3) 保険料の収納消込処理により、督促、催告等の各種通知を送付。 (4) 保険料の過誤納金の還付、充当処理。 (5) 保険料の収納管理、滞納管理により、滞納者について納付相談等を実施。 (6) 保険料の口座振替情報の管理。</p> <p>5 保険給付事務 (1) 保険給付の支給決定。 (2) 高額療養費の算定基準額の認定及び支給。 (3) 療養費、移送費の支給。 (4) 高額介護合算療養費の支給。 (5) 出産育児一時金の支給。 (6) 葬祭費の支給。 (7) 他の法令による医療に関する給付との調整。 (8) 一部負担金の減免申請による審査・決定。 (9) 保険給付の一時差し止め。 (10) 国保連合会との間で県内高額療養費に関する情報の授受及び管理。</p> <p>6 オンライン資格確認業務(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務) (1) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務。 (2) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務。</p>						
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 1,000人未満</td> <td>2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
<選択肢>							
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	国民健康保険システム
②システムの機能	<p>1 資格・賦課</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 住民票情報管理機能:住所や氏名、世帯情報の逐次更新を行う。(2) 被保険者資格及び適用期間の管理:取得・喪失・変更の資格情報や履歴を管理する。(3) 保険料賦課機能:所得・資産税額情報の逐次更新や減免・減額、被保険者資格の異動に伴う保険料額の計算を行う。 <p>2 証管理</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 被保険者証、資格証明書の印刷及び交付履歴の管理。(2) 高齢受給者証の印刷及び交付履歴の管理。(3) 限度額認定証、標準負担額減額認定証の印刷及び交付履歴の管理。(4) 特定疾病療養受療証の印刷及び交付履歴の管理。 <p>3 徴収・収納</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 保険料納付書発行機能:保険料の納付書を発行。(2) 収納管理機能:保険料の収納状況を管理し、過誤納があれば還付・充当処理により、還付等関連帳票を出力。(3) 口座振替管理機能:保険料の口座振替を管理し、口座振替関連帳票を出力。 <p>4 滞納管理</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 保険料分納書発行機能:保険料の分納書を発行。(2) 滞納管理機能:滞納状況の管理を行い、督促状、催告書等の滞納関連帳票を出力し、滞納処分や納付相談等に活用。 <p>5 給付</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 診療報酬等の療養給付情報の支給履歴の管理。(2) 療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給履歴の確認。(3) 出産育児一時金、葬祭費の支給履歴の管理。(4) 第三者行為、不当利得に関する情報の管理。 <p>6 関連システム連携機能</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 番号連携システムに、国保の資格、給付に関する情報を連携する。(2) 情報集約システムに、国保の資格、給付に関する情報を連携する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム、番号連携システム、データ連携中間サーブিসテム、国保情報集約システム)</p>

システム2

①システムの名称	データ連携中継サーバーシステム
②システムの機能	データ連携機能 国民健康保険システムとホストシステム(新窓口対応システム、庁内連携用国民健康保険システム等)の間で、国民健康保険業務の資格情報と宛名情報、個人番号、抑止情報、住民税情報等のデータの受け渡しを行う。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (社会保障関係システム)</p>

システム3	
①システムの名称	庁内連携用国民健康保険システム
②システムの機能	1 国保業務情報連携機能 国民健康保険システムとの間で、システム連携に必要な宛名情報・税情報等を抽出し、送受信する。 2 他業務システム参照情報提供機能 ホストシステム内に存在する介護保険システム等各業務システムに対して、必要な国保情報を提供する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (社会保障関係システム)
システム4	
①システムの名称	個人・法人管理システム(宛名システム)
②システムの機能	1 個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報の照会を行う。 2 個人情報更新機能 住民登録外者を含む個人情報の更新を行う。 3 送付先管理機能 住民登録外者を含む送付先の登録を行う。 (注)国民健康保険業務の特定個人情報に関する機能のみ記載。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (社会保障関係システム、番号連携システム)
システム5	
①システムの名称	新窓口対応システム(庁内連携システム)
②システムの機能	個人情報照会機能 住民登録外者を含む個人情報のオンライン照会を行う。 (注)国民健康保険事務の特定個人情報に関する機能のみ記載
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (社会保障関係システム)
システム6	
①システムの名称	共通基盤システム
②システムの機能	1. データ連携基盤機能 他業務システムとの連携(各種変換、制御)を行う。 2. 統合窓口照会機能 住民票履歴や所得情報など、他業務総合情報の照会を行う。 3. 宛名管理機能 住民及び住民登録外者を含む個人ごとの宛名管理を行う。 (注)国民健康保険関係事務の特定個人情報に関する機能のみ記載
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (社会保障関係システム)

システム7	
①システムの名称	高額介護合算システム
②システムの機能	1 高額介護合算療養費(介護分)の支給履歴の管理 2 自己負担額証明書(介護分)の発行
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (社会保障関連システム、番号連携システム)
システム8	
①システムの名称	介護保険システム
②システムの機能	1 高額介護合算療養費(介護分)の支給履歴の管理 2 自己負担額証明書(介護分)の発行
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (社会保障関連システム、番号連携システム)
システム9	
①システムの名称	番号連携システム
②システムの機能	1 宛名管理機能 (1) 住民記録システムが保有する宛名情報を、番号連携サーバーの宛名データベース(以下「宛名DB」という。)にセットアップする。 (2) 住民記録システムの異動処理に伴い宛名情報を受信し、番号連携サーバーの宛名DBに更新する。 (3) 個人番号により同一人を判定し、統合宛名番号を採番し管理する。 (4) 宛名情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 2 情報照会機能 (1) 各業務システムが保有する各業務情報を、番号連携サーバーの業務データベース(以下「業務DB」という。)にセットアップし、中間サーバーシステムに連携する。 (2) 各業務システムの異動処理に伴い各業務情報を受信し、番号連携サーバーの業務DBに更新し、中間サーバーシステムに連携する。 (3) 各業務情報のオンライン機能(照会・更新)を提供する。 3 情報提供機能 (1) (内部)個人番号で対象者を検索し、中間サーバーシステム経由で情報提供依頼を行い、オンライン表示を行う。 (2) 情報照会対象者情報を中間サーバーシステムに要求し、照会結果の一括ファイルを作成する。 4 符号取得要求機能 (1) 符号取得を中間サーバーシステムに要求及び受信し、符号要求データを住基ネットGWサーバーに送信する。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム [<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム [<input type="radio"/>] その他 (社会保障関係システム、中間サーバーシステム)

システム13	
①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	<p>「医療保険者等向け中間サーバー等」は、運用支援環境、医療保険者等向け中間サーバー、運用支援環境(情報提供サーバー)で構成され、国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。</p> <p>運用支援環境は、全国健康保険協会、健康保険組合、市町村長(以下「市町村国保」という。)、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「医療保険者等」という。)が必要となる機能を集約したシステムであり、資格履歴管理事務に係る機能を有する。</p> <p>1 資格履歴管理事務に係る機能 (1) 資格履歴管理 (評価対象) ・医療保険者等が、加入者等の基本4情報(又はその一部)、資格情報及び各種証情報(個人番号含む。)を委託区画に登録する。 ※市町村国保の資格情報等については、国保情報集約システムを介して登録が行われる。 ・運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する。(評価対象外:支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため) (2) オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供 (評価対象外:個人番号を用いないため) ・個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>2 情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (1) 機関別符号取得 (評価対象外:支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため) ・医療保険者等からの符号取得要求を受領後、システムの自動処理により、符号取得要求ファイルを生成し、情報提供サーバーに転送する。 ・支払基金職員が情報提供サーバーアプリケーションを操作することで、情報提供ネットワークシステムから機関別符号を取得し、機関別符号ファイルに格納する。 (2) 情報照会 及び (3) 情報提供(副本情報)(実施しないため評価対象外) 市区町村国保による情報提供(副本情報)は、「地方公共団体における情報連携プラットフォームに係る中間サーバー(自治体中間サーバー)」を経由して情報提供ネットワークシステムと接続するため、医療保険者等向け中間サーバー等では行わない。 (4) 情報提供(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供) (評価対象外:支払基金が特定個人情報保護評価を実施するため) ・マイナポータルからの自己情報開示の求めを受け付け、システムの自動処理により、運用支援環境において被保険者等を特定し、資格履歴ファイルからオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報(個人番号は含まない。)を提供する。</p> <p>運用支援環境(情報提供サーバー)は、地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じて機構保存本人確認情報の提供を求めめるためのシステムであり、本人確認事務に係る機能(個人番号取得、基本4情報取得)を有する。</p> <p>3 本人確認事務に係る機能 (1) 個人番号取得 及び (2) 基本4情報取得 (評価対象外:実施しないため)</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 宛名システム等 [<input type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ((オンライン資格確認等システム、国保情報集約システム))</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険法による資格、保険料賦課・収納、給付に関する情報ファイル(以下、「国民健康保険関連情報ファイル」という。)	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第9条第1項 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [実施する] <div style="text-align: right;"> <small><選択肢></small> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法 第19条第8号 別表第2 別紙のとおり ・番号法 第19条第9号 ・番号法 附則第6条第4項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第13項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険関連情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	国民健康保険法第5条から6条に規定される被保険者のうち、徳島市に住民登録のある被保険者(資格喪失者又は適用終了者を含む。)及び擬制世帯主並びに特定同一世帯所属者
その必要性	保険料の賦課徴収・給付関係事務を行う上で、被保険者の正確な世帯構成や所得・資産税額情報を把握する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (公金受取口座情報)
その妥当性	1 個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 2 4情報及び連絡先: 資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 3 その他住民票関係情報: 住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 4 医療保険関係情報: 被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険料賦課を行うために保有。 5 地方税関係情報: 保険料の賦課決定、高齢受給者証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 6 児童及び障害者福祉関係情報: 住所地特例や介護保険適用除外等の適正化を図るため及び条例に基づく保険料の減免を適正に行うために保有。 7 生活保護関係情報: 適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 8 雇用・労働関係情報: 雇用保険の受給資格の確認により保険料の減額を行うために保有。 9 介護・高齢者福祉関係情報: 保険料の特別徴収を行うために保有。 10 年金関係情報: 保険料の特別徴収を行うために保有。 11 公金受取口座情報: 保険料の還付や保険給付の支給のために保有。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	健康福祉部 保険年金課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (住民課、市民税課、資産税課、障害福祉課、子育て支援課、生活福祉第一課・第二課、高齢介護課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁、地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (都道府県知事等、市町村長、後期高齢者医療広域連合、独立行政法人日本学生支援機構) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、共済組合、国保連合会)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	国保被保険者の①資格の管理、②保険料の賦課、③保険料の収納、④保険給付の各業務に使用	
④使用の主体	使用部署	健康福祉部 保険年金課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 [] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	<p>1 被保険者資格の管理</p> <p>(1) 住民票情報、他保険資格情報、生活保護受給情報、児童福祉施設や障害者支援施設等への入退所情報を確認し、資格の取得・喪失や変更を行う。</p> <p>(2) 国保連合会との間で県内市町村の資格情報の送受信及び管理。</p> <p>2 保険料賦課に関する事務</p> <p>(1) 所得額や資産税額により保険料の賦課を行い、雇用保険の受給資格情報や医療保険者の被扶養者情報、減免に関する条例に基づく情報の確認により保険料の減額や減免を行う。</p> <p>3 収納管理等</p> <p>(1) 保険料未納に伴う督促、催告。</p> <p>(2) 保険料過誤納による還付、充当。</p> <p>(3) 保険料を滞納している世帯の所得状況を把握することで納付相談等に活用。</p> <p>(4) 保険料の口座振替情報の管理。</p> <p>(5) 保険料の納付書等を発行。</p> <p>4 証管理事務</p> <p>(1) 被保険者証及び資格証明書等の交付。</p> <p>(2) 高齢受給者証の負担割合の決定及び証の交付。</p> <p>(3) 限度額認定、標準負担額減額認定及び証の交付。</p> <p>(4) 特定疾病療養に係る自己負担額の認定及び受療証の交付。</p> <p>5 保険給付の支給に関する事務(支給決定)</p> <p>(1) 保険給付の支給決定。</p> <p>(2) 高額療養費の算定基準額の認定及び支給。</p> <p>(3) 療養費、移送費の支給。</p> <p>(4) 高額介護合算療養費の支給。</p> <p>(5) 出産育児一時金の支給。</p> <p>(6) 葬祭費の支給。</p> <p>(7) 他の法令による医療に関する給付との調整。</p> <p>(8) 一部負担金の減免申請による審査・決定。</p> <p>(9) 保険給付の一時差し止め。</p> <p>(10) 国保連合会との間で県内高額療養費に関する情報の授受及び管理。</p> <p>6 オンライン資格確認業務(資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務)</p> <p>(1) 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務。</p> <p>(2) 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務。</p>	

	情報の突合	1 宛名情報及び国民健康保険世帯主情報を突合して、各種通知書を送付する。(上記1～5) 2 宛名情報及び国民健康保険被保険者情報を突合して、各種証を交付する。(上記4) 3 国保世帯員及び国保世帯主の市・県民税情報(固定資産税情報合)、社会保障関係システム情報を突合して、保険料を賦課(上記2) 4 宛名情報、市・県民税情報、介護保険情報、その他の医療保険給付情報を突合して、保険給付の額を決定。(上記5)
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (8) 件
委託事項1		資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務に関する市町村保険者事務共同処理業務
①委託内容		1 療養給付の審査・支払に付随する業務として、都道府県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)と、徳島県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当の引き継ぎ業務)を委託する(国保情報集約システムを使用する)。 2 なお、個人番号を用いるのは、資格継続業務と高額該当の引き継ぎ業務(国保総合(国保集約)システム)のみであり、国民健康保険の療養給付等の審査・支払業務そのものには、個人番号を用いない。 3 オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため、国保連合会は、市区町村より受領した被保険者資格異動に関するデータを編集し、「医療保険者等向け中間サーバー等」へ送信、登録を行う。
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		徳島県国民健康保険団体連合会
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑤再委託の許諾方法	1 委託先から再委託先の会社名、所在地、再委託する理由、再委託する業務の範囲、セキュリティ対策等を明記した再委託申請、履行体制図及び従業者に対する監督・教育等を明記した契約書案の提出を受け、徳島市が再委託先の安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続きを経た上で再委託を承諾する。 2 セキュリティ対策は、再委託先への間接的な監督が行えるよう、書面での定期的な報告及び必要に応じて実地調査を行えることを契約書に記述させることとする。
	⑥再委託事項	1 資格継続業務、高額該当回数の引き継ぎ業務で使用する国保総合(国保集約)システムに関する運用業務の一部(バッチ処理パラメータの入力/バッチ処置の実行/システム障害発生時の復旧支援作業/各種マスターメンテナンス/外字作成・登録)/バックアップデータの取得と保管など。 2 委託先(国保連合会)は、再委託先社員から個人情報の取扱い等に関する誓約書の提出を確認した上で、国保連合会が指定する業務及びアクセス権限の範囲に限って作業をさせる。
委託事項2		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務
①委託内容		オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐付管理などを行う。
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		徳島県国民健康保険団体連合会 (徳島県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の徳島県国保連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、徳島県国保連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務 (国保中央会から再々委託する「医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務」を含む)	
委託事項3		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務	
①委託内容		オンライン資格確認のため、医療保険者等向け中間サーバー等において、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用したオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供を行うために機関別符号を取得する。	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		社会保険診療報酬支払基金	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他本市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	
	⑥再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	

委託事項4		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務
①委託内容		国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		徳島県国民健康保険団体連合会 (徳島県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	<p>委託先の徳島県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当市が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、徳島県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)</p> <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 <p>国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>
	⑥再委託事項	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て
委託事項5		電子計算システムの維持運用業務
①委託内容		庁内連携用国民健康保険システムの維持運用業務
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		テック情報株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (28) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (6) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1の項 健康保険法第5条第2項 主務省令 第1条
②提供先における用途	厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務
③提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2の項 健康保険法 主務省令 第2条
②提供先における用途	保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の3の項 健康保険法 主務省令 第3条
②提供先における用途	保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者

⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の4の項 船員保険法第4条第2項 主務省令 第4条
②提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の5の項 船員保険法 主務省令 第5条
②提供先における用途	保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の9の項 児童福祉法 主務省令 第8条
②提供先における用途	小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	給付の支給に関する情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先7	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の12の項 児童福祉法 主務省令 第10条の2	
②提供先における用途	肢体不自由児通所医療費の支給に関する事務	
③提供する情報	給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先8	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の15の項 児童福祉法 主務省令 11条の2	
②提供先における用途	障害児入所医療費の支給に関する事務	
③提供する情報	給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先9	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の17の項 予防接種法 主務省令 第12条の3	

②提供先における用途	予防接種法による給付(同法第15条第1項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務
③提供する情報	給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の22の項 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 主務省令 第15条
②提供先における用途	入院措置に関する事務
③提供する情報	給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26の項 生活保護法 主務省令 第19条
②提供先における用途	保護の決定及び実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先12	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の27の項 地方税その他の地方税法に関する法律及びこれらの法律に基づく条例 主務省令 第20条
②提供先における用途	地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先13	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の30の項 社会福祉法 主務省令(未定)
②提供先における用途	生計困難者に対して無利子又は低金利で資金を融資する事業の実施に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の33の項 私立学校教職員共済法 主務省令 第22条の2
②提供先における用途	短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者

⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先15	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の39の項 国家公務員共済組合法 主務省令 第24条の2
②提供先における用途	短期給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の42の項 国民健康保険法 主務省令 第25条
②提供先における用途	保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先17	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の46の項 国民健康保険法 主務省令(未定)
②提供先における用途	特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入に関する事務
③提供する情報	国民健康保険法第76条の4において準用する介護保健法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされてる事項に関する情報

④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先18	地方公務員共済組合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の58の項 地方公務員共済組合法 主務省令 第31条の2	
②提供先における用途	短期給付の支給に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先19	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の62の項 老人福祉法 主務省令 第33条	
②提供先における用途	費用の徴収に関する事務	
③提供する情報	医療保険給付関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者	
⑥提供方法	<input type="radio"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先20	後期高齢者医療広域連合	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の80の項 高齢者の医療の確保に関する法律 主務省令 第43条	

②提供先における用途	後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先21	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の87の項 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 主務省令 第44条
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者(資格喪失者及び適用終了者を含む)又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の88の項 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 主務省令(未定)
②提供先における用途	一般疾病医療費の支給に関する事務
③提供する情報	給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者(資格喪失者及び適用終了者を含む)又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を有する者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先23	市町村長

①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の93の項 介護保健法 主務省令 第46条
②提供先における用途	保険給付の支給に関する事務
③提供する情報	医療保険給付関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者(資格喪失者及び適用終了者を含む)又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を有する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	都道府県知事又は保健所を設置する市の長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の97の項 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 主務省令 第49条
②提供先における用途	費用の負担又は療養費の支給に関する事務
③提供する情報	給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者(資格喪失者及び適用終了者を含む)又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を有する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先25	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の106の項 独立行政法人日本学生支援機構法 主務省令 第53条
②提供先における用途	学資の貸与に関する事務
③提供する情報	医療保険法各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者(資格喪失者及び適用終了者を含む)又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を有する者
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	都道府県知事又は市町村長

①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の109の項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 主務省令 第55条の2	
②提供先における用途	自立支援給付の支給に関する事務	
③提供する情報	給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者(資格喪失者及び適用終了者を含む)又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先27	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の119の項 難病の患者に対する医療等に関する法律 主務省令 第59条の3	
②提供先における用途	特定医療費の支給に関する事務	
③提供する情報	給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者(資格喪失者及び適用終了者を含む)又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先28	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の78の項 雇用保険法 主務省令 第41条の2	
②提供先における用途	雇用保険法による傷病手当の支給に関する事務	
③提供する情報	給付の支給に関する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険の被保険者(資格喪失者及び適用終了者を含む)又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を有する者	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

移転先1	徳島市 市民税課
①法令上の根拠	徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下「番号法施行条例」という。)第2条第3項別表第2の8の項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③移転する情報	国民健康保険料関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先2	徳島市 子育て支援課
①法令上の根拠	1 番号法施行条例第2条第1項 別表第1の1の項、番号法施行条例第2条第3項 別表第2の19の項 2 番号法施行条例第2条第1項 別表第1の2の項、番号法施行条例第2条第3項 別表第2の20の項
②移転先における用途	1 乳幼児等医療費の助成に関する事務 2 ひとり親の医療費の助成に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先3	徳島市 障害福祉課
①法令上の根拠	1 番号法施行条例第2条第2項 2 番号法第9条第1項 別表第1の84の項、番号法施行条例第2条第3項 別表第2の18の項 3 番号法施行条例第2条第1項 別表第1の2の項、番号法施行条例第2条第3項別表第2の20の項
②移転先における用途	1 児童福祉法による障害児通所給付費等に関する事務 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 3 重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(昭和48年徳島市条例第13号)による医療費の助成に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者

⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先4	徳島市 健康長寿課
①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第2項
②移転先における用途	養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先5	徳島市 高齢介護課
①法令上の根拠	番号法施行条例第2条第2項
②移転先における用途	被保険者証の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務
③移転する情報	医療保険給付関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <small> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
移転先6	徳島市 住民課
①法令上の根拠	住民基本台帳法第7条10
②移転先における用途	住民基本台帳関係事務
③移転する情報	国保資格情報

④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	徳島市国民健康保険の被保険者又は世帯主であって、関係事務の実施に必要な情報を所有する者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<p>【徳島市における措置】 入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。サーバーへのアクセスは、ID・パスワードによる認証が必要となる。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンター及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 2 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】 1 サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 2 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
7. 備考	

<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目</div>			
No.	記録項目	No.	記録項目
基本情報			
1	氏名	3	滞納証適用区分
2	性別	4	短期証該当月数
3	生年月日	5	滞納証適用開始基準日
4	住所	6	短期証有効期限
5	異動事由	7	国保証課世帯ファイル
6	異動日	8	国保証課世帯ファイル
7	続柄	9	申請有無
8	DBフラグ	10	長期入院該当異動日
9	地区コード	1	国保記号番号
10	町村コード	2	世帯主識別番号
11	字コード	3	相当年度
12	郵便番号	4	履歴番号
13	方書	5	賦課レコード区分
14	個人番号	6	賦課更正年月日
15	操作ログ	7	賦課更正事由
16	在留資格	8	徴収番号
17	在留期間終了日	9	世帯主資格区分
国保被保険者資格ファイル			
1	識別番号	10	総所得金額
2	被保険者履歴番号	11	賦課基準額
3	国保記号番号	12	所得割額
4	世帯番号	13	資産税額
5	構成員番号(枝番)	14	資産割額
6	資格区分	15	賦課被保険者数
7	取得異動年月日	16	均等割額
8	取得届出年月日	17	平等割額
9	取得異動事由	18	軽減判定人数
10	喪失異動年月日	19	軽減判定総所得
11	喪失届出年月日	20	軽減区分
12	喪失異動事由	21	軽減均等割額
13	喪失情報	22	軽減平等割額
14	適用除外区分	23	限度超過額
15	適用開始年月日	24	年算出額
16	適用終了年月日	25	月割増減額
国保退職資格ファイル			
1	識別番号	26	減免額
2	被保険者履歴番号	27	端数
3	退職履歴番号	28	賦課額
4	国保記号番号	29	退職賦課額
5	退職区分	30	暫定賦課額
6	退職本人紐付け情報	31	暫定基礎額
7	退職該当異動年月日	32	暫定退職賦課額
8	退職該当届出年月日	33	暫定退職基礎額
9	退職該当異動事由	34	普徴現年度賦課期別
10	退職非該当日	35	普徴現年度賦課期別額
11	退職非該当届出日	36	普徴現年度賦課期別納期限
12	退職非該当事由	37	普徴現年度賦課額計
国保遠隔地該当ファイル			
1	識別番号	38	過年度賦課年度
2	被保険者履歴番号	39	過年度賦課期別
3	国保記号番号	40	過年度賦課期別額
4	マル学マル遠区分	41	過年度賦課期別納期限
5	遠隔地該当異動年月日	42	過年度賦課額計
6	遠隔地該当届出年月日	43	特徴賦課期別額
7	遠隔地非該当異動年月日	44	特徴賦課額計
8	遠隔地非該当届出年月日	45	特定同一対象区分
9	遠隔証有効期限	46	離職軽減対象区分
10	住所地特例区分	47	納付区分
11	施設識別番号	48	引渡し金融機関コード
12	施設名称	49	支店コード
13	施設入所年月日	50	口座種別
14	施設退所年月日	51	口座種別
国保滞納証該当ファイル			
1	滞納証該当記号番号	52	口座名義人名
2	識別番号	53	口座名義人カナ
		54	口座納付区分
		55	納組コード
国保賦課退職世帯ファイル			
1	国保記号番号	1	国保記号番号
2	世帯主識別番号	2	世帯主識別番号
3	相当年度	3	相当年度
4	履歴番号	4	履歴番号
5	賦課退職レコード区分	5	賦課退職レコード区分
6	退職総所得金額	6	退職総所得金額
7	退職賦課基準額	7	退職賦課基準額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

No.	記録項目	No.	記録項目	No.	記録項目
8	退職所得割額	12	住民税額	21	氏名シフトコード2
9	退職資産税額	13	課税標準額_住民税	22	郵便番号
10	退職賦課被保険者数	14	営業所得	23	住所カナ
11	退職均等割額	15	農業所得	24	住所シフトコード1
12	退職平等割額	16	不動産所得	25	住所
13	退職軽減均等割額	17	利子所得	26	住所シフトコード2
14	退職軽減平等割額	18	配当所得	27	各種区分
15	退職限度超過額	19	給与収入	28	処理結果
16	退職年算出額	20	給与所得	29	後期移管コード
17	退職月割増減額	21	給与特定支出控除額	30	各種年月日
18	退職減免額	22	公的年金収入	31	各種金額1
19	退職端数	23	雑所得その他分	32	各種金額2
20	退職賦課額	24	公的年金所得	33	各種金額3
21	退職暫定賦課額	25	総合譲渡短期所得	34	予備3
22	退職現年度賦課期別	26	総合譲渡短期所得特別控除前	35	共済年金証書記号番号
23	退職現年度賦課期別額	27	総合譲渡長期所得	36	介護被保険者番号
24	退職普徴現年度賦課額計	28	総合譲渡長期所得特別控除前	37	個人コード区分
25	退職過年度賦課年度	29	一時所得	38	個人コード 識別番号
26	退職過年度賦課期別	30	一時所得特別控除前	39	介護住所地利例
27	退職過年度賦課期別額	31	分離譲渡所得	40	介護捕捉年月日
28	退職過年度賦課額計	32	分離譲渡特別控除前	41	介護待機フラグ
29	退職特徴賦課期別額	33	山林所得	42	介護予備
30	退職特徴賦課額計	34	山林特別控除前		国保特別徴収停止情報ファイル
	国保減免情報ファイル	35	専従者給与収入	1	識別番号
1	国保記号番号	36	専従者給与控除	2	相当年度
2	世帯主識別番号	37	譲渡益	3	特徴停止処理日
3	相当年度	38	商品先物取引	4	特徴停止事由
4	履歴番号	39	上場株式等譲渡益	5	特徴停止年月
5	賦課レコード区分	40	居住用損失額	6	停止継続フラグ
6	減免申請事由	41	上場株式配当	7	特徴停止申請日
7	減免申請年月日	42	繰越純損失額		国保世帯ファイル
8	減免決定日	43	繰越雑損失額	1	世帯番号
9	減免率	44	繰越株式損失額	2	識別番号
10	減免金額	45	繰越居住用損失額	3	連番(履歴管理)
	国保賦課個人ファイル	46	繰越先物損失額	4	異動年月日
1	国保記号番号	47	繰越配当損失額	5	増異動事由
2	世帯主識別番号	48	免税対象肉用牛所得	6	世帯減異動年月日
4	識別番号	49	免税対象外肉用牛所得	7	世帯減異動事由
4	相当年度	50	繰越損失 軽減判定用	8	続柄1
5	個人賦課履歴番号	51	その他所得	9	続柄2
6	賦課更正年月日	52	合計所得額	10	続柄3
7	総所得金額	53	調整控除対象者数1	11	続柄4
8	離職軽減後総所得金額	54	調整控除対象者数2		国保認定申請ファイル
9	賦課基準額	55	固定資産税額	1	対象年度
10	離職軽減後賦課基準額	56	共有分割区分	2	国保記号番号
11	資産税額		国保特別徴収情報ファイル	3	識別番号
12	軽減判定総所得	1	識別番号	4	国保履歴番号
13	離職軽減後軽減判定総所得	2	国保記号番号	5	申請区分コード
14	所得不明該当	3	相当年度	6	発行期年月日
12	医療賦課資格区分	4	テータ種別	7	該当終了年月日
13	介護賦課資格区分	5	作成年月日	8	長期入院該当年月日
14	旧国保資格区分	6	レコード区分	9	回収年月日
15	旧被扶養者区分	7	回送市町村コード	10	申請年月日
16	離職賦課資格区分	8	特別徴収義務者コード	11	高齢者該当非該当フラグ
	国保賦課被保所得資産ファイル	9	通知内容コード	12	特定疾病認定区分
1	相当年度	10	予備1		徴収区分ファイル
2	識別番号	11	特別徴収制度コード	1	相当年度
3	所得履歴番号	12	作成年月日	2	国保記号番号
4	所得更正年月日	13	基礎年金番号	3	世帯主識別番号
5	申告区分	14	年金コード	4	徴収世帯主識別番号
6	申告把握区分	15	予備2	5	徴収区分2分の1判定結果
7	課税非課税区分	16	生年月日	6	判定時更正履歴番号
8	総所得金額	17	性別コード	7	特徴開始期
9	賦課基準額	18	氏名カナ	8	特徴開始期
10	市区町村民税所得割額	19	氏名シフトコード1	9	年金支給額
11	市区町村民税均等割額	20	氏名	10	介護引落額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

No.	記録項目	No.	記録項目	No.	記録項目
11	国保引落額1	25	食事療養費標準負担額	11	公費負担額
12	国保引落額2	26	薬剤一部負担金	12	限度額区分
13	医療引落額1	27	公費法制	国保高額支給ファイル	
14	医療引落額2	28	公費府県	1	高額支給連番
15	介護引落額1	29	公費負担者番号	2	世帯主識別番号
16	介護引落額2	30	公費受給者番号	3	若年差引支給額
17	支援金引落額1	31	公費実日数	4	高齢差引支給額
18	支援金引落額2	32	公費点数	5	全体一般費用額
19	医療退職引落額1	33	公費患者負担額	6	全体退職費用額
20	医療退職引落額2	34	公費薬剤一部負担金	7	全体費用額
21	介護退職引落額1	35	公費対象一部負担金	8	全体一般一部負担金
22	介護退職引落額2	36	公費食事療養費実日数	9	全体退職一部負担金
23	支援金退職引落額1	37	公費食事療養費	10	全体一部負担金
24	支援金退職引落額2	38	公費食事療養費標準負担額	11	全体今回計算額
25	特徴依頼結果	39	給付割合	12	全体既支給額
26	年金名称	40	特記	13	全体貸付額
27	特別徴収義務者コード	41	特殊	14	全体充当額
28	義務者名称	42	割引	15	全体調整額
被扶養者ファイル		43	転帰	16	全体差引支給額
1	相当年度	44	初診回数	17	全体公費負担額
2	被扶養者識別番号	45	初診点数	18	多数該当区分
3	扶養者識別番号	46	再診回数	19	公費該当区分
介護適用除外者ファイル		47	入院年月日	20	未納該当区分
1	識別番号	48	処方箋交付医療機関	21	差額該当区分
2	履歴番号	49	指導料有無	22	申請書保留区分
3	特例開始事由区分	50	調剤技術基本料有無	23	申請書出力日
4	特例開始年月日	51	識別番号	24	支給区分
5	特例開始届出年月日	52	生年月日	25	支給決定日
6	特例終了事由区分	53	給付コード区分	26	支給処理日
7	特例終了年月日	54	公費求償対象区分	27	支払先
8	特例終了届出年月日	55	過誤再審査区分	28	支払区分
9	介護2号適用除外国保備考欄	56	過誤再審査種別	29	金融機関コード
10	特例施設区分	57	特定疾病区分	30	支店コード
国保送付先納管人詳細ファイル		58	療養費状況区分	31	口座種別
1	識別番号	59	療養費受付日	32	口座番号
2	送付開始年月日	60	療養費申請額	33	口座名義人名
3	送付終了年月日	61	療養費公費区分	34	口座名義人力ナ
4	送付先住所	62	支給区分	35	支払医療機関コード
5	送付先住所番	63	支給決定日	36	若年一般費用額
6	納管人開始年月日	64	支給処理日	37	若年退職費用額
7	納管人終了年月日	65	充当日	38	若年費用額
国保給付記録ファイル		66	支払先	39	若年一般一部負担金
1	審査年月	67	支払区分	40	若年退職一部負担金
2	給付番号	68	支給決定額	41	若年一部負担金
3	給付種別	69	充当額	42	若年限度額
4	本人家族入外	70	差引支給額	43	若年既支給額
5	点数表	71	金融機関コード	44	若年現物支給額
6	保険区分	72	支店コード	45	若年調整額
7	法別番号	73	口座種別	46	若年公費負担額
8	診療年月	74	口座番号	47	若年限度額区分
9	医療機関コード	75	口座名義人名	48	若年単独合算区分
10	診療科コード	76	口座名義人力ナ	49	若年多数該当区分
11	国保記号番号	77	支払医療機関コード	50	若年公費該当区分
12	性別	79	高額計算対象区分	51	若年差額該当区分
13	生年	80	若年高齢区分	52	合算一般費用額
14	診療開始日	国保外采支給ファイル		53	合算退職費用額
15	診療終了日	1	国保記号番号	54	合算費用額
16	診療実日数	2	診療年月	55	合算一般一部負担金
17	決定点数	3	高額支給連番	56	合算退職一部負担金
18	決定金額	4	識別番号	57	合算一部負担金
19	本人負担額	5	費用額	58	外来自己負担額
20	減免点数	6	一部負担金	59	合算限度額
21	減免金額	7	限度額	60	合算既支給額
22	減免一部負担金	8	既支給額	61	合算現物支給額
23	食事療養費実日数	9	現物支給額	62	合算差引支給額
24	食事療養費	10	差引支給額	63	合算公費負担額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

No.	記録項目	No.	記録項目	No.	記録項目
64	高齢既支給額	11	支給区分	16	住所
65	高齢現物支給額	12	支給決定日	17	方書
66	高齢調整額	13	支給処理日	18	求償先電話番号
67	自己負担額合計	14	充当日	19	求償先通知日
68	高齢負担区分	15	支払先	20	求償先通知番号
69	高齢単独合算区分	16	支払区分	21	求償額
70	高齢多数該当区分	17	支給決定額	22	増減額
71	高齢公費該当区分	18	充当額	23	領収日
72	高齢差額該当区分	19	金融機関コード	24	収納日
国保出産育児一時金ファイル		20	支店コード	25	納付額
1	国保記号番号	21	口座種別	26	納付区分
2	出産一時金区分	22	口座番号	27	納付額計
3	分娩者識別番号	23	口座名義人名	28	審査年月
4	出産連番	24	口座名義人カナ	29	給付番号
5	受付区分	国保不当利得ファイル		国保差額支給ファイル	
6	直接支払区分	1	国保記号番号	1	国保記号番号
7	受付日	2	不当通知番号	2	差額支給通知番号
8	誕生日	3	不当賦課年度	3	差額決定区分
9	出生区分	4	不当相当年度	4	差額支給通知保留区分
10	出生原識別番号	5	返還科目	5	差額支給通知出力日
11	支給決定通知出力区分	6	不当通知処理日	6	差額支給受付日
12	支給区分	7	不当通知発付日	7	支給区分
13	支給決定日	8	不当通知納期限	8	支給決定日
14	支給処理日	9	不当督促処理日	9	支給処理日
15	充当日	10	不当督促発付日	10	支払先
16	支払先	11	不当督促納期限	11	支払区分
17	支払区分	12	不当催告処理日	12	支給決定額
18	支給決定額	13	不当催告発付日	13	差引支給額
19	充当額	14	不当催告納期限	14	金融機関コード
20	差引支給額	15	不当時効日	15	支店コード
21	差額通知区分	16	不当不納欠損日	16	口座種別
22	金融機関コード	17	不当決定額	17	口座番号
23	支店コード	18	不当返還額	18	口座名義人名
24	口座種別	19	不当領収日	19	口座名義人カナ
25	口座番号	20	不当収納日	20	審査年月
26	口座名義人名	21	不当納付区分	21	給付番号
27	口座名義人カナ	22	不当納付額	国保高額療養費負担ファイル	
28	支払医療機関コード	23	不当納付額計	1	国保記号番号
29	貸付申請日	24	調定更正処理日	2	申請日
30	申請金額	25	世帯主識別番号	3	世帯主識別番号
31	出産予定日	26	不当区分	4	申請金額
32	貸付額	27	診療年月	5	診療年月
33	支給区分	28	事象発生日	6	若年費用額
34	支給決定日	29	支給決定日	7	若年貸付額
35	支給処理日	30	決定金額	8	若年計算額
36	支払先	31	医療機関コード	9	若年給付割合
37	支払区分	32	診療実日数	10	高齢費用額
38	支給決定額	33	審査年月	11	高齢貸付額
39	差引支給額	34	給付番号	12	支給区分
40	金融機関コード	35	決定点数	13	支給決定日
41	支店コード	国保第三者行為ファイル		14	支給処理日
42	口座種別	1	国保記号番号	15	支払先
43	口座番号	2	該当者識別番号	16	支払区分
44	口座名義人名	3	第三者登録日	17	支給決定額
45	口座名義人カナ	4	第三者登録事由	18	差引支給額
国保葬祭費ファイル		5	第三者開始日	19	金融機関コード
1	国保記号番号	6	第三者事故発生日	20	支店コード
2	該当者識別番号	7	第三者事故発生事由	21	口座種別
3	申請受付日	8	第三者求償割合	22	口座番号
4	死亡日	9	第三者終了日	23	口座名義人名
5	申請者氏名	10	第三者納通出力日	24	口座名義人カナ
6	郵便番号	11	第三者減額処理日	国保医療機関ファイル	
7	住所	12	該当者通知日	1	医療機関コード
8	方書	13	該当者通知番号	2	医療機関名カナ
9	申請者電話番号	14	求償先区分	3	医療機関名
10	葬祭日	15	郵便番号	4	郵便番号

<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目</div>			
No.	記録項目	No.	記録項目
5	住所	4	保険者番号
6	方書	5	被保険者番号
7	電話番号	6	加入期間開始日
8	FAX番号	7	加入期間終了日
9	金融機関コード	8	添付証明書整理番号
10	支店コード	国保高額介護合算保険者ファイル	
11	口座種別	1	保険者番号
12	口座番号	2	保険者区分
13	口座名義人名	3	保険者名
14	口座名義人カナ	4	保険者名カナ
国保償還払いファイル		5	郵便番号
1	償還種類	6	住所
2	国保記号番号	7	方書
3	識別番号	8	保険者電話番号
4	診療年月	国保レセプトファイル	
5	償還受付日	1	審査年月
6	申請書出力日	2	給付番号
7	医療機関コード	3	文字列型予備項目
8	多数該当判断有無区分	4	電算管理番号
9	償還申請額	5	電算管理番号枝番
10	食事日数	6	レセプトデータ区分
11	償還割合区分	7	事業区分
12	支給区分	8	処理区分
13	支給決定日	9	返戻区分
14	支給処理日	10	保険制度区分
15	支払先	11	保険種別区分
16	支払区分	12	療養費種別
17	一般支給決定額	13	人外区分
18	退職支給決定額	14	本扶区分
19	支給決定額	15	特記事項コード2
20	充当額	16	特記事項コード3
21	差引支給額	17	特記事項コード4
22	金融機関コード	18	特記事項コード5
23	支店コード	19	マル公区分
24	口座種別	20	長処フラグ
25	口座番号	21	マル交区分
26	口座名義人名	22	原爆区分
27	口座名義人カナ	23	継続療養費区分
国保高額介護合算申請ファイル		24	限度額適用区分
1	支給申請書整理番号	25	福祉区分
2	申請年月日	26	減額割合
3	申請対象年度	27	減免区分
4	国保記号番号	28	国保請求総医療費
5	申請形態区分	29	公費1請求総医療費
6	自己負担額証明書交付申請有無	30	公費2請求総医療費
7	郵便番号	31	公費3請求総医療費
8	住所	32	算定区分1
9	方書	33	算定区分2
10	申請者電話番号	34	算定区分3
11	開始日	35	総医療費
12	終了日	36	保険者負担額
13	金融機関コード	37	患者負担相当額
14	支店コード	38	公費負担額
15	口座種別	39	公費患者負担額
16	口座番号	40	高額現物給付額
17	口座名義人名	41	指定公費負担額
18	口座名義人カナ	42	過誤調整フラグ
国保高額介護合算申請対象者ファイル		43	フラマイ表示
1	支給申請書整理番号	44	過誤保留フラグ
2	被保険者識別番号	45	再審査年月日
3	国保加入期間開始日	46	再審査理由コード
4	国保加入期間終了日	47	再審査フラグ
国保高額介護合算加入暦ファイル		48	再審査回答日
1	支給申請書整理番号	49	再審査減点数
2	被保険者識別番号	50	月中特例該当コード
3	履歴連番	51	処方箋発行医療機関
		国保療養費ファイル	
		1	審査年月
		2	給付番号
		3	文字列型予備項目
		4	療養費種別
		5	医療機関区分
		6	人外区分
		7	本扶区分
		8	課税区分
		9	世帯負担区分
		10	高齢者負担区分
		11	傷病コード
		12	発病負傷年月日
		13	指定公費負担額
		14	高額現物
		15	公費点数
		16	公費限度額
		17	公費指定公費負担額
		18	公費負担額
		19	支払済額
		20	負担金額
		21	月中特例該当コード
		22	支払貸付区分
		23	支払承認区分
		24	支払有無フラグ
		25	増減調整額
		26	申請者識別番号
		27	申請者氏名
		28	申請者郵便番号
		29	申請者住所
		30	申請者地番
		31	申請者方書
		32	振込先識別番号
		33	口座履歴番号
		34	限度額適用区分
		35	法制区分
		国保高額療養ファイル	
		1	国保記号番号
		2	診療年月
		3	高額該当フラグ
		4	支払済フラグ
		5	現物給付フラグ
		6	高齢外来償還フラグ
		7	高齢世帯償還フラグ
		8	世帯償還フラグ
		9	高齢個人償還フラグ
		10	若人個人償還フラグ
		国保高額介護合算支給決定通知情報ファイル	
		1	支給申請書整理番号
		2	保険制度コード
		3	保険者番号
		4	被保険者証番号
		5	文字列型予備項目1
		6	自己負担額証明書整理番号
		7	宛先郵便番号
		8	宛先住所
		9	宛先氏名漢字
		10	被保険者氏名
		11	被保険者証記号
		12	計算開始年月日
		13	計算終了年月日
		14	申請年月日
		15	決定年月日
		16	自己負担総額
		17	支給区分コード
		18	支給額

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

No.	記録項目	No.	記録項目	No.	記録項目
19	給付種類	29	対象年度08月摘要	95	問合せ先名称2
20	不支給理由	30	対象年度09月自己負担額1	96	問合せ先電話番号
21	備考	31	対象年度09月自己負担額2	97	計算結果送付先郵便番号
22	支払方法区分コード	32	対象年度09月高額支給額1	98	計算結果送付先漢字住所
23	支払場所名漢字	33	対象年度09月高額支給額2	99	計算結果送付先名称1
24	支払開始年月日	34	対象年度09月摘要	100	計算結果送付先名称2
25	支払終了年月日	35	対象年度10月自己負担額1	101	計算結果送付先電話番号
26	支払開始時間	36	対象年度10月自己負担額2	102	窓口払対象者判定コード
27	支払終了時間	37	対象年度10月高額支給額1	103	支払場所
28	銀行コード	38	対象年度10月高額支給額2	104	支払開始年月日
29	本店名漢字	39	対象年度10月摘要	105	支払終了年月日
30	支店コード	40	対象年度11月自己負担額1	106	支払開始時間
31	支店名漢字	41	対象年度11月自己負担額2	107	支払終了時間
32	預金種別区分	42	対象年度11月高額支給額1	108	備考欄
33	預金種別区分コード短名称	43	対象年度11月高額支給額2	109	受信年月日
34	口座番号	44	対象年度11月摘要	110	送信年月日
35	口座名義人カナ	45	対象年度12月自己負担額1	111	被保険者開始年月日
36	通知書発行者名漢字	46	対象年度12月自己負担額2	112	被保険者終了年月日
37	通知書発行者郵便番号	47	対象年度12月高額支給額1		
38	通知書発行者住所漢字	48	対象年度12月高額支給額2		
39	問合せ先郵便番号	49	対象年度12月摘要	1	国保高額介護合算計算結果連絡票ファイル
40	問合せ先住所	50	翌年01月自己負担額1	2	連絡票整理番号
41	問合せ先名称1	51	翌年01月自己負担額2	3	保険制度コード
42	問合せ先名称2	52	翌年01月高額支給額1	4	被保険者証番号
43	問合せ先電話番号	53	翌年01月高額支給額2	5	連絡票明細番号
44	不服の申し立て先名称	54	翌年01月摘要	6	明細番号
45	充当額	55	翌年02月自己負担額1	7	対象年度
46	増減調整額	56	翌年02月自己負担額2	8	自己負担額証明書整理番号
47	支払額	57	翌年02月高額支給額1	9	被保険者氏名カナ
48	申請対象年度	58	翌年02月高額支給額2	10	被保険者氏名
49	保険者名称	59	翌年02月摘要	11	生年月日
50	連合会名	60	翌年03月自己負担額1	12	性別コード
51	支払承認区分	61	翌年03月自己負担額2	13	保険者番号
52	支払有無フラグ	62	翌年03月高額支給額1	14	被保険者証記号
53	承認年月日	63	翌年03月高額支給額2	15	計算開始年月日
54	支払年月日	64	翌年03月摘要	16	計算終了年月日
55	申請者識別番号	65	翌年04月自己負担額1	17	世帯負担総額
		66	翌年04月自己負担額2	18	一部負担金世帯合算額
		67	翌年04月高額支給額1	19	一部負担金世帯合算額2
		68	翌年04月高額支給額2	20	世帯所得区分
		69	翌年04月摘要	21	世帯所得区分2
		70	翌年05月自己負担額1	22	合算算定基準額
		71	翌年05月自己負担額2	23	合算算定基準額2
		72	翌年05月高額支給額1	24	世帯支給総額
		73	翌年05月高額支給額2	25	世帯支給総額2
		74	翌年05月摘要	26	按分後支給額
		75	翌年06月自己負担額1	27	按分後支給額2
		76	翌年06月自己負担額2	28	介護低所得者再計算実施有無
		77	翌年06月高額支給額1	29	備考
		78	翌年06月高額支給額2	30	支給額計算結果郵便番号
		79	翌年06月摘要	31	支給額計算結果漢字住所
		80	翌年07月自己負担額1	32	支給額計算結果連絡先名1
		81	翌年07月自己負担額2	33	支給額計算結果連絡先名称2
		82	翌年07月高額支給額1	34	通知年月日
		83	翌年07月高額支給額2	35	連絡票発行者名
		84	翌年07月摘要	36	連絡票発行者郵便番号
		85	宛先氏名漢字	37	連絡票発行者漢字住所
		86	宛先郵便番号	38	問合せ先郵便番号
		87	宛先住所	39	問合せ先住所
		88	証明書発行年月日	40	問合せ先名称1
		89	証明書発行者名	41	問合せ先名称2
		90	証明書発行者郵便番号	42	問合せ先電話番号
		91	証明書発行者漢字住所	43	文字列型予備項目1
		92	問合せ先郵便番号	44	保険者名称
		93	問合せ先住所	45	明細自己負担額証明書整理番号
		94	問合せ先名称1	46	明細被保険者氏名
				47	(①70歳以上負担額(負担金額))

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目					
No.	記録項目	No.	記録項目	No.	記録項目
48	(2)70歳以上按分率(支給額按分率)	35	繰越調定額医療退職分	7	繰上納期限時刻
49	(3)(1)にかかる支給額(支給額)	36	繰越調定額介護一般分	8	繰上徴収理由
50	(4)70歳未満負担額(負担金額2)	37	繰越調定額介護退職分	9	取消起案年月日
51	(5)(4)+(1)-(3)(負担金額計)	38	繰越調定額支援一般分	10	取消年月日
52	(6)按分率(支給額按分率2)	39	繰越調定額支援退職分	11	繰上徴収取消理由
53	(7)(5)に係る支給額(支給額02)	40	時効予定日	処分期別情報ファイル	
54	(8)(3)+(7)(支給額合計)	納付履歴情報ファイル 国民健康保険税 料		1	処分コード
国保口座情報詳細ファイル		1	税目コード	2	管理番号
1	金融機関コード	2	賦課年度	3	識別番号
2	支店コード	3	相当年度	4	税目コード
3	口座番号	4	徴収番号	5	賦課年度
4	口座種別	5	期別	6	相当年度
5	口座名義人カナ	6	収納履歴連番	7	徴収番号
6	口座名義人名	7	還付充当区分	8	期別
7	識別番号	8	出納区分	9	本税処分金額
8	履歴番号	9	本税収入額	10	督促手数料処分金額
9	申込年月日	10	延滞金収入額	11	延滞金処分金額
10	開始年月日	11	督促手数料収入額	分割納付ファイル	
11	廃止年月日	12	領収日	1	処分コード
12	口座停止日	13	収入日	2	管理番号
13	停止解除日	14	納付区分	3	識別番号
14	備考	15	金融機関コード	4	受付年月日
通知書情報ファイル 国民健康保険税 料		16	支店コード	5	誓約有無
1	税目コード	17	口座種別	6	誓約年月日
2	賦課年度	18	口座番号	7	支払方法
3	相当年度	19	口座名義人名	8	分割回数
4	徴収番号	20	口座名義人カナ	9	納付金額
5	識別番号	21	前納報奨金	10	開始年月日
6	法定納期限	22	還付発生事由	11	終了年月日
7	法定納期限等	23	還付加算金	12	取消年月日
8	国保記号番号	24	支払日	13	分割納付取消理由
期別情報ファイル 国民健康保険税 料		25	還付先識別番号	納付計画 分割納付ファイル	
1	税目コード	26	充当元先賦課年度	1	処分コード
2	賦課年度	27	充当元先相当年度	2	管理番号
3	相当年度	28	充当元先税目	3	識別番号
4	徴収番号	29	充当元先徴収番号	4	分割回数
5	期別	30	充当元先事業年度開始日	5	納付期限
6	期別納期限	31	充当元先事業年度終了日	6	税目コード
7	変更納期限	32	充当元先申告区分	7	賦課年度
8	課税課更正日	33	充当元先期別	8	相当年度
9	期別税料額	34	充当元先金種	9	徴収番号
10	期別延滞金額	35	充当元先収納連番	10	期別
11	期別督促手数料	36	歳入歳出区分	11	本税分割納付金額
12	期別医療一般分	調定履歴情報ファイル 国民健康保険税 料		12	督促手数料分割納付金額
13	期別医療退職分	1	税目コード	13	延滞金分割納付金額
14	期別介護一般分	2	賦課年度	徴収猶予ファイル	
15	期別介護退職分	3	相当年度	1	処分コード
16	期別支援一般分	4	徴収番号	2	管理番号
17	期別支援退職分	5	更正年月日	3	識別番号
18	督促状発行日	6	更正事由	4	猶予区分
19	督促状停止日	7	更正順番	5	申請年月日
20	督促状返戻日	8	期別	6	決定年月日
21	督促状公示日	9	期別税料額	7	開始年月日
22	催告状発行日	10	期別医療一般分	8	終了年月日
23	催告状停止日	11	期別医療退職分	9	決議年月日
24	納税通知書返戻日	12	期別介護一般分	10	徴収猶予理由
25	納税通知書公示日	13	期別介護退職分	11	延滞金減免率
26	不納欠損年月日	14	期別支援一般分	12	取消起案年月日
27	不納欠損額	15	期別支援退職分	13	取消決議年月日
28	納税組合コード	繰上徴収ファイル		14	徴収猶予取消理由
29	繰越年度	1	処分コード	延滞金減免ファイル	
30	繰越年月日	2	管理番号	1	処分コード
31	決算繰越本税額	3	識別番号	2	管理番号
32	決算繰越延滞金額	4	起案年月日	3	識別番号
33	決算繰越督促手数料	5	決議年月日	4	申請年月日
34	繰越調定額医療一般分	6	繰上納期限	5	決議年月日

<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目</div>			
No.	記録項目	No.	記録項目
6	開始年月日	11	取消決議年月日
7	終了年月日	24	繰越還付未済延滞金収納額
8	延滞金減免理由	25	繰越還付未済督促料収納額
9	延滞金減免率	1	繰越還付未済還付加算金
10	取消起案年月日	2	繰越年月日
11	取消決議年月日	3	備考
12	延滞金減免取消理由	4	還付請求年月日
		5	還付加算金計算済フラグ
		6	申出フラグ
		7	滞納処分停止種類
		8	滞納処分停止理由
		9	取消起案年月日
		10	取消決議年月日
		11	滞納処分停止取消理由
		12	滞納整理の記録ファイル
		1	識別番号
		2	管理番号
		3	識別番号
		4	起案年月日
		5	決議年月日
		6	滞納者情報ファイル
		7	差押年月日
		8	解除起案年月日
		9	解除決議年月日
		10	解除年月日
		11	差押解除理由
		12	差押財産区分
		1	差押財産情報
		2	識別番号
		3	地区コード
		4	担当コード
		5	職業コード
		6	役職コード
		7	滞納原因メモ
		8	参加差押年月日
		9	差押執行機関
		10	執行機関差押年月日
		11	解除起案年月日
		12	解除決議年月日
		1	参加差押解除理由
		2	参加差押財産区分
		3	参加差押財産情報
		4	識別番号
		5	地区コード
		6	担当コード
		7	職業コード
		8	役職コード
		9	滞納原因メモ
		10	滞納者コード1
		11	滞納者コード2
		12	滞納者コード3
		1	滞納者備考
		2	期別付加情報ファイル 国民健康保険税 料
		3	相当年度
		4	徴収番号
		5	期別
		6	識別番号
		7	納通発送年月日
		8	更正届出年月日
		9	過誤納金発生事由コード
		10	納付履歴付加情報ファイル 国民健康保険税 料
		11	納付書発行情報ファイル 国民健康保険税 料
		12	納付書発行回数
		1	税目コード
		2	賦課年度
		3	相当年度
		4	徴収番号
		5	期別
		6	取納履歴連番
		7	識別番号
		8	帳票区分コード
		9	納税組合コード
		10	還付処理状態コード
		11	過誤納金発生事由コード
		12	更正年月日
		13	還付発生年月日
		14	還付発生納付額
		15	還付発生延滞金
		16	還付発生督促料
		17	初回通知発行年月日
		18	再発行年月日
		19	払込区分コード
		20	還付決議年月日
		21	支払決議年月日
		22	時効年月日
		23	繰越還付未済納付額
		1	税目コード
		2	賦課年度
		3	相当年度
		4	徴収番号
		5	期別
		6	分割納付管理番号
		7	分割回数
		8	帳票区分コード
		9	前納報奨金
		10	期別税額
		11	延滞金調定額
		12	督促料調定額
		13	OCR1
		14	OCR2
		15	コンビニバーコード情報
		16	確認番号
		17	納付書納付区分
		18	発行年月日
		19	支払期日
		1	関連者情報ファイル
		2	識別番号
		3	関連者識別番号
		4	関連者区分コード

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目					
No.	記録項目	No.	記録項目	No.	記録項目
4	関連者備考	3	識別番号	16	執行機関名
5	名寄区分	4	整理番号	17	執行機関所在地
処分付加情報 繰上徴収ファイル		5	備考	18	相続人識別番号
1	処分コード	6	変更年月日	19	相続税額
2	管理番号	7	変更内容	20	相続督促料
3	識別番号	8	登録番号	21	相続延滞金
4	整理番号	9	登録年月日	22	相続滞納処分費
5	変更年月日	10	配当年月日	23	相続割合分子
6	変更内容	11	執行機関所在地	24	相続割合分母
処分付加情報 分割納付ファイル		12	財産番号	25	受付年月日
1	処分コード	処分付加情報 差押ファイル		26	証番号
2	管理番号	1	処分コード	27	支払人名漢字
3	識別番号	2	管理番号	28	支払場所名漢字
4	約束手形種別コード	3	識別番号	29	振出場所
5	整理番号	4	整理番号	30	振出氏名
6	分納事由コード	5	備考	31	組戻年月日
7	決議年月日	6	変更年月日	32	券額面金額
8	納税完了年月日	7	変更内容	33	券額面区分
9	延滞金計算基準日	8	登録番号	34	届出年月日
10	納付書発行最終年月日	9	登録年月日	35	支払期日
11	備考	10	配当年月日	36	財産番号
12	分納計画計算方法内容	11	執行機関名	処分付加情報 滞納処分の停止ファイル	
13	分割回数	12	執行機関所在地	1	処分コード
14	分納誓約年月日	13	財産番号	2	管理番号
15	分納額	処分付加情報 交付要求ファイル		3	識別番号
納付計画 分割納付付加ファイル		1	処分コード	4	整理番号
1	処分コード	2	管理番号	5	執行停止整理番号
2	管理番号	3	識別番号	6	即時欠損区分
3	識別番号	4	交付要求種別	滞納整理の記録付加ファイル	
4	分割回数	5	整理番号	1	識別番号
5	税目コード	6	備考	2	管理番号
6	賦課年度	7	変更年月日	3	担当者コード
7	相当年度	8	変更内容	4	交渉終了時刻
8	徴収番号	9	登録番号	5	連絡方法コード
9	期別	10	登録年月日	6	連絡先コード
10	事業年度開始年月日	11	配当年月日	7	交渉相手コード
11	事業年度終了年月日	12	包括禁止命令年月日	8	各種期限日
12	申告区分コード	13	執行機関所在地	9	予定実績区分
13	連番	14	破産管財人名	10	発送帳票種別
14	義務者識別番号	15	破産管財人所在地	11	次回約束年月日
15	分納収納額	16	財産番号	12	入金予定額
16	分納督促料収納額	処分付加情報 換価の猶予ファイル		処分期別付加情報ファイル	
17	分納延滞金収納額	1	処分コード	1	処分コード
18	分納収納年月日	2	管理番号	2	管理番号
19	分納領収年月日	3	識別番号	3	識別番号
20	分納取消フラグ	4	整理番号	4	税目コード
処分付加情報 徴収猶予ファイル		5	備考	5	賦課年度
1	処分コード	6	変更年月日	6	相当年度
2	管理番号	7	変更内容	7	徴収番号
3	識別番号	8	財産番号	8	期別
4	整理番号	その他処分情報ファイル		9	事業年度開始年月日
5	備考	1	処分コード	10	事業年度終了年月日
6	変更年月日	2	管理番号	11	申告区分コード
7	変更内容	3	識別番号	12	連番
8	財産番号	4	納付義務承継種別	13	義務者識別番号
処分付加情報 延滞金減免ファイル		5	起案年月日	14	端数額
1	処分コード	6	決議年月日	被保険者個人情報ファイル	
2	管理番号	7	差押年月日	1	通知物抑止期間
3	識別番号	8	備考		
4	整理番号	9	処分取消年月日		
5	備考	10	その他処分取消理由		
6	変更年月日	11	変更年月日		
7	変更内容	12	変更内容		
処分付加情報 参加差押ファイル		13	登録番号		
1	処分コード	14	登録年月日		
2	管理番号	15	配当年月日		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険関連情報ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><市民からの入手> 書面様式を決定する際、対象者以外の記載を求めないように設計する。</p> <p><関係機関からの入手> 対象者以外の情報を入手しないように事務マニュアルを作成する。 また、実際に入手する際は、文書送付前に、担当者及び審査者による二重チェックを行う。</p> <p><国民健康保険システムからの入手> 庁内連携機能で取得するため、被保険者対象候補となりうる住民以外の情報を入手することはない。 個人番号の照会については使用者ごとに利用権限を設けている。また、番号照会アイコンを押さない限り個人番号を閲覧することができないようにシステムが設計されており、番号照会の都度アクセスログを記録し、追跡可能な形式で管理している。</p> <p><国保連合会からの入手> 国保総合クライアントPC(以下、「国保総合PC」という。)における措置 1 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会において、関連性や妥当性および整合性のチェック(*)が行われていることが前提となるため、対象者以外の情報を入手することはない。 2 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、誤った対象者に関する特定個人情報の入手を防止している。 * :ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力する等の機能のことを指す。</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	---------------------------------	-----------------------------------------------------------

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<市民からの入手> 本人が必要な情報以外を誤って記載することがないように書面様式を設計する。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 市民から情報を入手する際は、申請書など所定の様式を用い、使用目的及び用途を明確にする。また、郵送による手続きで書面を本人に送付する際には、申請書の他に記載例や添付書類などを記した説明文を添付する。	<関係機関からの入手> 事務マニュアルを作成し、適宜マニュアル内容の見直しを行う。 市役所庁内又は他市町村から入手する際、特定の権限者以外は情報照会できず、また、情報照会・情報提供の記録が保存される仕組みがある国保システム、情報提供ネットワークシステム等を通じて入手する。
<国民健康保険システムからの入手> 国保システムの機能以外から個人情報を利用する場合には、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行う。 特定個人情報にアクセス可能なシステム及び端末を予め登録し、許可された機器に限定した入手方法とすることで、対象外の機器からの入手が行われないようにしている。	<国保連合会からの入手> 国保総合PCにおける措置 入手元は、国保連合会の国保総合(国保集約)システムに限定されており、配信されるデータは国保連合会においてあらかじめ指定されたインタフェース(*)によって配信されることが前提となるため、必要な情報以外を入手することはない。 * :ここでいう指定されたインタフェースとは、国保総合(国保集約)システムの外部インタフェース仕様書に記載されている国保連合会の国保総合(国保集約)システムと市町村に設置する国保総合PCとの間でやりとりされるデータ定義のことをいい、その定義に従った項目(法令等で定められた範囲)でないと、国保連合会の国保総合(国保集約)システムからデータ配信ができないしくみになっている。

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>個人ごとに割り当てられているアクセス権限を判定し、権限を有する者のみが特定個人情報関連画面を選択、情報を入力できるように制御を行っている。</p> <p>当評価対象システムからは国民健康保険関係情報ファイルのみアクセスでき、国民健康保険関係業務以外の業務に用いるファイルにはアクセスできないようにアクセス制御を行う。</p> <p><国保総合PCにおける措置> 市町村の職員等が不正にデータ抽出等できないように、GUIによるデータ抽出機能(*)は国保総合PCに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはなく、事務に必要な情報との紐付けが行われられないよう防止している。 *:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、国民健康保険関係情報ファイルのデータベースからデータを抽出するにあたって、抽出条件等を端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデータ形式で国保総合PC上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><国民健康保険システムにおける措置> 1 システムへのアクセスにおいて、ユーザIDとパスワードによる認証を実施し、ユーザIDにより利用権限を付しているため、権限のない機能は利用できない。 2 パスワードには、有効期限の設定、同一又は類似パスワード再利用制限、最低文字数の設定等を行っている。 3 ユーザID及びパスワードの管理者は必要最小限とし、漏えいしないように厳重に管理している。 4 ユーザIDとパスワードを複数人で共有することを禁止している。 5 ユーザIDとともに、国民健康保険システムへのアクセス、操作(登録、更新、印刷、外部媒体への出力等)のアクセス記録をログとして保管している。 6 上記アクセス記録について、確認が必要となった場合には即座に確認できる仕組みを準備しており、また、異常アクセス(休業日や業務時間外のアクセス、ログインエラー等)については定期的にチェックを行っている。</p> <p><基幹系業務システムにおける措置> 1 評価対象システムを利用する必要がある職員、委託先を特定し、個人ごとにIDとパスワードによる認証及び生体認証による認証を行っている。 2 システムへのログインからログアウトまでを記録し、個人を特定した検索及び特定後の操作ログの記録を行う。操作者は個人及び操作端末まで特定でき、記録は7年間保存する。 また、操作ログの記録は、月1回セキュリティ責任者が検査・分析を行い、不正なアクセスがないことを確認する。</p> <p><国保総合PCにおける措置> 1 国保総合PCを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、業務担当者ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施する。 2 なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。 3 国保総合PCにおいて対象者の検索や検索結果を表示する画面には、個人番号を表示しないことにより、特定個人情報が不正に使用されることのリスクを防止している。 4 ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 5 パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 6 市担当者が国保総合PCへログインするときは、ログインした職員氏名・時刻・使用時間、操作内容を記録、その記録を7年間保存する。 7 セキュリティ責任者は、定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 8 情報システム管理者は定期的又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。</p>
その他の措置の内容	<p>1 システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 2 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 3 システム利用職員への研修会において、事務以外利用の禁止等について指導する。 4 委託先等の従業者については、当該事項について誓約書の提供を求める。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
国民健康保険関係業務では、被保険者数等の各種統計を行うが、特定の個人を判断しうるような統計や情報分析は行わない。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
リスク：委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 目的外利用の禁止。 2 特定個人情報の照会・更新従業者の制限。 3 特定個人情報提供の禁止。 4 情報漏えいを防止するための保管管理責任を負う。 5 情報が不要になった時、又は要請があった時は、情報の返却又は消去などの必要な措置を講じる。 6 特定個人情報の取り扱いについて検証し報告する。 7 必要に応じて、本市が委託先の現地調査を実施することができる。 8 再委託の原則禁止。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 委託先において特定個人情報ファイルの管理状況の検査を年1回実施し、書面にて本市に報告する。 2 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 3 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。 4 医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 5 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化等)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<国保連合会における措置>

- 1 国保総合(国保集約)システムにおいて保有する特定個人情報、インターネットに流出することを防止するため、国保総合(国保集約)システムはインターネットには接続できないようシステム面の措置を講じている。
- 2 国保総合(国保集約)システムではUTM(コンピュータウイルスやハッキング等の脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。
- 3 国保総合(国保集約)システムでは、ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルの更新を行う。
- 4 導入しているOSおよびミドルウェアについて、必要なセキュリティパッチの適用を行う。
- 5 特定個人情報等を取扱う機器及び書類等の盗難または紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講ずる。
- 6 国保総合(国保集約)システムを使用して特定個人情報ファイルの複製等の操作が可能な職員を最小限に限定する。

<技術的安全管理措置>

- 7 個人情報を含む特定個人情報ファイルは、暗号化して連携(送信元で送信時に暗号化、送信先で利用時に復号化)するため、その途上や運用による漏えい・紛失リスクは発生しないことが担保されている。
- 8 情報漏えい対策として、操作ログの取得と外部媒体へのデータの取り出し制御を実施している。なお、USBメモリ等の外部記録媒体の不正な接続についてはシステム上遮断する機構を搭載している。
- 9 サーバー及びデータベースにアクセスするには国保連合会職員及び再委託先社員のうち、操作権限のある個人番号担当者によるID・パスワードを使用した認証が必要となる。

<物理的安全管理措置>

- 10 国保会館建物及びサーバー室は入退室管理を行っており、権限のない部外者は入室できない。さらに、サーバー室への入室は生体認証(静脈認証)により制御されている。なお、不正侵入等の監視状況について、入退室記録及び端末機器の操作記録について毎月点検を行い、委託元(徳島市)にその結果を報告する。
- 11 特定個人情報ファイルのバックアップ等の複製をする操作権限は必要最小限に限定し、実行結果を国保連合会職員が確認する。また、国保連合会職員又は再委託社員の立場にかかわらず規定にない記録媒体の管理区域外への持ち出しを禁止するとともに、機器及び書類等の紛失を防止するための措置を講じる。

<人的安全管理措置>

- 12 国保連合会職員は定期的な個人情報教育研修を行い、特定個人情報の適正な取扱いを図る。また、個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、再委託先社員に対する教育研修の実施を契約の条件とする。
- 13 国保連合会及び委託先(委託元(徳島市)から見て再委託先)において、正規職員以外の者は、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に原則従事させないこととし、正規社員以外に従事させる場合は、事前に委託元及び国保連合会に通知し、単独ではデータの操作を行えないよう措置を講じた上で従事させることとする。

<取りまとめ機関における措置>

- 14 支払基金が「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」のうち「運用支援環境において、委託区画から取得した資格情報等を基に、資格履歴ファイルに格納する業務」及び「情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」のうち「機関別符号取得業務」、「情報提供業務(オンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付けるために使用する情報の提供)」の特定個人情報保護評価を実施している。

5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない

リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 番号法の規定に基づき認められている特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的にだれに対し何の目的で提供できるかを記載したマニュアルを整備しており、マニュアルにしたがって特定個人情報の提供を行う。 2 また、個人情報保護の研修(年1回)を実施し、理解度チェックを行い、マニュアルを理解しているか確認する。	
その他の措置の内容	USBメモリ、CD等媒体への書き込みをシステム側で禁止する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><国保システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 権限を持った職員が所属長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。 2 国民健康保険システムで記録している操作ログは、適宜、国民健康保険システムからリストの出力を行い、目的外の入手が行われていないことを定期的に確認している。 3 定められたルールに基づく入手を職員に周知、徹底している。 <p><番号連携システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 番号連携システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証の他、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <ul style="list-style-type: none"> (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><番号連携システムにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供ネットワークシステムへの提供は、番号連携システム以外からできないように、庁内ネットワークシステムを設計及び設定しているため、仕組みとして担保されている。 2 番号連携システムでは、番号法及び条例上認められる提供以外受け付けないようにしており、提供の記録は7年分保存する。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自前で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報の提供が不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員・時刻・操作内容を記録するため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 2 情報連携においてのみ情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 1 中間サーバーと番号連携システム・情報提供ネットワークシステムとの間は、高信頼性のセキュリティを有する行政専用の総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。
 2 中間サーバーと各団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。
 4 特定個人情報の管理を各地方公共団体が行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

8. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	----------

9. 従業者に対する教育・啓発

<p>従業者に対する教育・啓発</p>	<p>[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p><徳島市における措置> 1 関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員を含む。)に対しては、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、研修台帳に記録を残す。 2 委託業者に対しては、契約内容に必要な知識や技術の習得に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 3 違反行為を行った関係職員に対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては刑罰の対象となりうる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施する。 2 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を実施する。</p>

10. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>
 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、高い技術力を有する運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

<ガバメントクラウドにおける措置>
 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。
 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。
 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	徳島市 総務部 総務課 情報公開担当 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	徳島市 健康福祉部 保険年金課 庶務係 770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5155
②対応方法	問い合わせの受け付け時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 情報漏えい等に関する問い合わせについては、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を定めている。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年3月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号 別表第2 別紙のとおり ・番号法 第19条第8号	・番号法 第19条第8号 別表第2 別紙のとおり ・番号法 第19条第9号	事後	重要な変更にあたらない(法令改正)
令和3年9月1日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	介護保険課	高齢介護課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容		ハードウェア、ソフトウェアの保守業務(システムの障害対応や制度改正におけるシステム改修業務を含む。)を行う。	事後	重要な変更にあたらない(誤記の修正)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ③委託先名	富士通株式会社 徳島支店	富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	重要な変更にあたらない(社名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項8 ③委託先名	富士通株式会社 徳島支店	富士通Japan株式会社 徳島支社	事後	重要な変更にあたらない(社名変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1~28 ①法令上の根拠	番号法 第19条第7号	番号法 第19条第8号	事後	重要な変更にあたらない(法令改正)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4	保健センター	健康長寿課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5	介護保険課	高齢介護課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和3年9月1日	IV 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	保健福祉部 保険年金課	健康福祉部 保険年金課	事後	重要な変更にあたらない(組織変更)
令和4年9月9日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法 第19条第8号 別表第2 別紙のとおり ・番号法 第19条第9号 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保健法 第113条の3 第1項及び第2項	・番号法 第19条第8号 別表第2 別紙のとおり ・番号法 第19条第9号 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保健法 第113条の3 第1項及び第2項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第13項	事後	番号法の改正による変更。 令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行前に提出するもの。
令和4年9月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[] その他 ()	[○] その他 (公金受取口座情報)	事後	令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行前に提出するもの。

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	1 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 4情報及び連絡先:資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 3 その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 4 医療保険関係情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険料賦課を行うために保有。 5 地方税関係情報:保険料の賦課決定、高齢受給者証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 6 児童及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の適正化を図るため及び条例に基づく保険料の減免を適正に行うために保有。 7 生活保護関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 8 雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険料の減額を行うために保有。 9 介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 10 年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。	1 個人番号及びその他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 4情報及び連絡先:資格管理や保険証交付に際し住所等を確認するため及び本人への連絡等のために保有。 3 その他住民票関係情報:住民票世帯の確認による加入世帯等の把握及び死亡・転出・転居などの住民票情報により資格の適正化を図るために保有。 4 医療保険関係情報:被用者保険や他市町村の国民健康保険等の加入等の情報により、資格管理や保険料賦課を行うために保有。 5 地方税関係情報:保険料の賦課決定、高齢受給者証の負担割合の決定及び高額療養費、高額介護合算療養費の算定基準額の決定を行うために保有。 6 児童及び障害者福祉関係情報:住所地特例や介護保険適用除外等の適正化を図るため及び条例に基づく保険料の減免を適正に行うために保有。 7 生活保護関係情報:適用除外要件を確認し、資格の適正化を図るために保有。 8 雇用・労働関係情報:雇用保険の受給資格の確認により保険料の減額を行うために保有。 9 介護・高齢者福祉関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 10 年金関係情報:保険料の特別徴収を行うために保有。 11 公金受取口座情報:保険料の還付や保険給付の支給のために保有。	事後	令和4年10月に開始される公的給付支給等口座登録制度の施行前に提出するもの。
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	記載なし	共通基盤システム	事前	共通基盤システム導入のため
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	記載なし	1. データ連携基盤機能 他業務システムとの連携(各種変換、制御)を行う。 2. 統合窓口照会機能 住民票履歴や所得情報など、他業務総合情報の照会を行う。 3. 宛名管理機能 住民及び住民登録者を含む個人ごとの宛名管理を行う。 (注)国民健康保険関係事務の特定個人情報に関する機能のみ記載	事前	共通基盤システム導入のため
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	記載なし	[O] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [O] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [O] 税務システム [O] その他(社会保障関係システム)	事前	共通基盤システム導入のため
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	記載なし	介護保険システム	事前	介護保険システム導入のため
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	記載なし	1 高額介護合算療養費(介護分)の支給履歴の管理 2 自己負担額証明書(介護分)の発行	事前	介護保険システム導入のため
令和6年3月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続	記載なし	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他(社会保障関連システム、番号連携システム)	事前	介護保険システム導入のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[O]行政機関・独立行政法人等(地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団)	[O]行政機関・独立行政法人等(デジタル庁、地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣、日本年金機構、日本私立学校振興・共済事業団)	事後	公的給付支給等口座登録制度の施行に伴うもの
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データバックアップ実施等)及びシステム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等)	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4 ②委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4 ③委託先名	記載なし	徳島県国民健康保険団体連合会(徳島県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4 ④再委託の有無	記載なし	再委託する	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4 ⑤再委託の許諾方法	記載なし	委託先の徳島県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当局が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、徳島県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。) 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 4 ⑥再委託事項	記載なし	国保総合(国保集約)システムに係るアプリケーション保守業務及びシステム運用事務の全て	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5	情報記録物管理業務	削除	事後	委託業務終了のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ①委託内容	汎用機上のシステム記録情報の電子記録媒体による保管及び集配業務	削除	事後	委託業務終了のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ②委託先における取扱者数	10人以上50人未満	削除	事後	委託業務終了のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ③委託先名	株式会社ワンビシアークイブズ	削除	事後	委託業務終了のため

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項 5 ④再委託の有無	再委託しない	削除	事後	委託業務終了のため
令和6年3月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	(クラウドに関する記載なし)	<p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>1 サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>2 特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	ガバメントクラウド移行のため
令和6年3月1日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	(クラウドに関する記載なし)	<p>2 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること <p>・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。</p> <p>・クラウド事業者が提供するクラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に基づくクラウドサービスリストに掲載されているものとする。</p> <p>3 国保総合(国保集約)システムを、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。</p>	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	III リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	5 国保総合(国保集約)システムを国保会館内に設置し、設置場所への入室記録の管理を静脈認証で行う。	削除	事前	国保総合(国保集約)システムのクラウド化のため
令和6年3月1日	III リスク対策 10. その他のリスク対策	(クラウドに関する記載なし)	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	ガバメントクラウド移行のため